

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 の規定により上越市森林整備計画を策定したいので、同法第 10 条の 5 第 7 項の規定により読み替えて準用する同法第 6 条の第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、上越市長に対し、理由を付した書面をもって、意見書を提出できます。

令和 8 年 2 月 4 日

上越市長 小 菅 淳 一

1 縦覧場所

上越市役所農林水産 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号  
整備課

（木田第二庁舎）

上越市ホームページ [https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/nosuisei/  
joetsu-forestdevelopmentplan-inspection.html](https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/nosuisei/joetsu-forestdevelopmentplan-inspection.html)

（農林水産整備課）



2 縦覧期間

自 令和 8 年 2 月 4 日

至 令和 8 年 3 月 6 日